

司法院釈字第 551 号（2002 年 11 月 22 日）*

争 点

麻薬取締法における誣告反坐の規定は違憲か。

（毒品危害防制條例中有關誣告反坐之規定是否違憲？）

キーワード

麻薬取締法（毒品危害防制條例）、誣告、反坐、比例原則

解釈文：国民の身体の自由と生存権を保障することは、憲法第八条と第十五条によって明文化されている。国家は、刑罰権を実現させるために、特定の事項について刑法典と異なった罪刑を特別刑法において規定する場合、その内容について目的の正当性、手段の必要性、権利制限の妥当性を充たさなければならない。これは、憲法二十三条の要請であり、すでに大法官解釈四百七十六号によって説示されているものである。「毒品危害防制条例」（以下、麻薬取締法と呼ぶ）は、中華民国八十七年（西暦一九九八年）五月二十日

に発布された。この特別法の目的は、麻薬を肅清し、その弊害を防ぐことであり、さらに国民の心身健康を守り、社会秩序及び公共の利益を維持することである。虚偽の証拠を使用し、または証拠を捏造するなどして、他人を麻薬取締法に違反したかのように誣告する場合、行為者は刑法の誣告罪の対象にもなりうるが、麻薬取締法の立法目的に鑑み、さらに同法で新しく規定を設けることも考えられる。同法の第十六条は、「虚偽の証拠を使用しまたは証拠を捏造し、他人を麻薬取締法に違反したかのように誣告する者は、誣告

*翻訳者：謝如媛

した罪の刑に処する。」と定めているが、この規定は、刑法の原則に抵触するといわざるを得ない。なぜなら、刑事責任は、行為自身によってもたらされた害悪に応じて非難されるべきであり、同害報復という原始的応報思想を過度に強調し、行為者に罪名の反坐刑を処することは、手段と目的の均衡性が欠けるものといわざるを得ない。そして、誣告反坐の刑罰は責任に相応せず、罪と刑の均衡もとれず、憲法二十三条の比例原則にも抵触する。よって、関係機関は、国家刑罰権の円満な実現と誣告された被害者の個人法益に十分に配慮しながら、本解釈が発布される日から、二年以内にその規定を全般的に検討して修正しなければならない。期限内に修正を怠る場合、前掲麻薬取締法第十六条の誣告反坐の規定は、その効力が失われることとする。

解釈理由書：憲法第八条および第十五条は、国民の身体の自由と生存権を保障することを定めている。国家の刑罰権を実現させるために、立法機関が、一定の目的

のもと、ある事項について特別な刑法において特別な罪刑を規定する場合、その内容は憲法の第二十三条の要件を充たさなければならぬ。すなわち、憲法第二十三条の比例原則に基づき、国民の自由や生存権に対する制限または剥奪の規定は、立法目的の達成に役立つこと、同様な効果をもつあらゆる手段の中で最も侵害の少ない手段であること、達成したい目的にとって処罰の程度が合理的で必要なものであることでなければならぬ。上述の趣旨は、すでに大法官解釈の第四百七十六号において説示されている。中華民国八十七年（西暦一九九八年）五月二十日に発布された麻薬取締法は、その目的が特別法の制定により麻薬を肅清し、その弊害を防ぐことであり、さらに国民の心身健康を守り、社会秩序及び公共の利益を維持することである。例えば第四条は：「第一級の麻薬を製造、運搬、または販売する者は、死刑若しくは無期懲役に処し、または情状により無期懲役及び一千万元以下の罰金に処する。」「第二級の麻薬を製造、運搬または販売する

者は、無期懲役若しくは七年以上の懲役に処し、又は七百万元以下の罰金を併科することができる。」「第三級の麻薬を製造、運搬または販売する者は、五年以上の懲役に処し、情状により五年以上の懲役及び五百万元以下の罰金に処する。」「専ら麻薬の製造や施用に供する器具を製造、運搬または販売する者は、一年以上七年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上七年以下の懲役及び百万元以下の罰金に処する。」「前四項の罪の未遂は、罰する。」同法第五条、第六条、第七条、第八条及び第十二条の規定もこの目的に従って定められている。虚偽の証拠を使用し、または証拠を捏造するなどして、他人を麻薬取締法に違反したかのように誣告した場合、それによってもたらされた害悪に鑑み、より重い非難に値すると評価できれば、刑法の誣告罪のほかに、立法目的に配慮して特別の規定を設けることも考えられる。同法十六条は、「虚偽の証拠を使用した証拠を捏造し、他人を麻薬取締法に違反したかのように誣告する者は、誣告した罪の

刑に処する」と定められている。この規定は、元「勘乱時期肅清煙毒条例」第十五条を踏襲するものであるため、その時期の時代的背景と立法政策に影響されている。しかし、同法に規定されている麻薬の製造、運搬、販売、施用、譲渡、所持、若しくは栽培する行為に比べると、誣告の行為は不法の程度においても、それにより得られる利益においてもそれほど重大なものではない。その上、誣告行為は、麻薬やその原料、若しくは専ら施用に供する器具の製造、流布または所持することと関わりなく、他人に麻薬を施用させて健康を損なわせることもない。すなわち、「麻薬を肅清し、その弊害を防ぐ」という立法目的からしても、誣告行為を厳しく罰する必然性がない。また、刑事責任は、行為自身によってもたらされた害悪に応じて非難されるべきであり、同害報復という原始的応報思想を過度に強調し、行為者に罪名の反坐刑を処することは、手段と目的の均衡性が欠けるものといわざるを得ない。そして、誣告反坐の刑罰は責任に相応せず、罪と刑の均

衡もとれず、憲法二十三条の比例原則にも抵触する。よって、関係機関は、国家刑罰権の円満な実現と誣告された被害者の個人法益に十分に配慮しながら、本解釈が発布される日から、二年以内にその規定を全般的に検討して修正しなければならない。期限内に修正を怠る場合、前開麻薬取締法第十六条の誣告反坐の規定は、その効力が失われることとする。